

41225

教科書文庫

4
910
42-1905
25980 04633

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

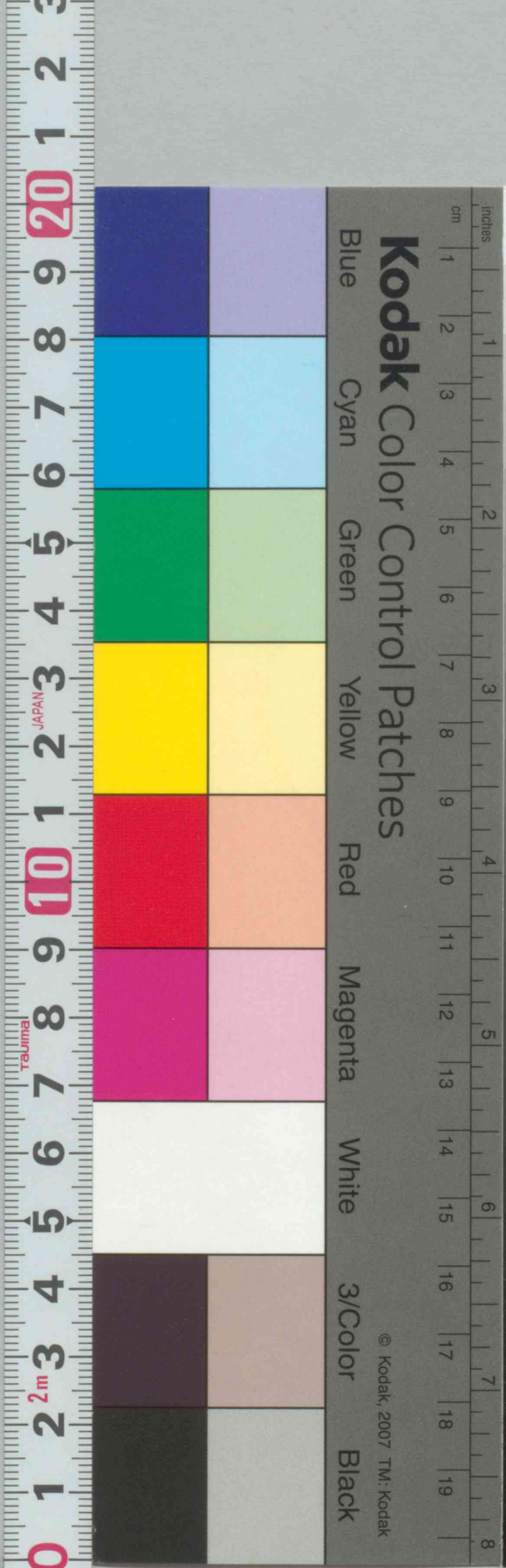


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



家事教科書
續篇

家計簿記法

後閑菊野
佐方鎮子

全



明治三十八年三月廿二日

文部省檢定

後岡菊野
佐方鎮子 合著

家事教科書
續 篇
家計簿記法

東京

目黒書房
成美堂 合梓

第4633號

591類
39号
2~1

緒言

家計簿記法の家事經濟上必要なるは言を俟たずされど其方法繁雜なるときは其必要を認むるも猶之を用ゐるに當り動もすれば其煩に堪へず中途にして廢止するに至ることあるべし本書に於ては専ら實用簡易を主とし只一家經濟の實況を明らかにするの用に供ふるを以て目的とするが故に簿記法に所謂貸借の語を用ゐず又複記法に據らず總べて單記の方法を執り

591/39

591

設題の如きは東京に於ける中等人士の家計を以て標準としたるが故に之を授くるに當りては其地方の状況及び生活の程度等によりて適宜参酌調製するを可とす

明治三十二年九月

著者 じるす



家事教科書 編書 **家計簿記法** 目次

總論

第一章 財產	一
第二章 財產の整理	二
一 土地及び家屋	二
二 器械諸道具及び衣服	六
三 家畜	七
四 貨幣 株券 公債證書	九
第三章 保險	十二
第四章 簿記法	十四
第一章 目的及び効用	十五

家計簿記法

第二章	出納の科目	十七
第三章	帳簿の種類	二十四
第一	賄帳	二十四
第二	日用帳	二十四
第三	月々計算表	二十四
第四	年計表	二十四
第四章	記入法	二十五
第一	順序	二十五
第二	注意	二十八
第三	書式	三十一
第五章	設題	四十二

家事教科書 編 家計簿記法 目次終り

家事教科書 續編 家計簿記法

後 閑 菊 野
佐 方 鎮 子 合 著

總 論

凡そ此社界に生存する者は其職業の何たるに論なく皆
經濟に關する智識を有して各其家計を整理し財産増殖
の道を考究すべきことは本編に於て述べたるが如し由
りて今家計簿記の方法を説くに先ち財産の性質種類及
び其整理に關する事項を記載すべし

第一 財産

財産とは腦力或は勞力を使用せし結果に由りて生じた

るものにして諸事業の資本となるべきものを云ふ。財産の種類は土地即ち田畑、森林、鑛山等。家屋即ち住家、商館、工場、倉庫等。器械器具即ち精米機、紡績機、舟、車、鋤、鍬、鍋、釜、其他一切の諸道具。家畜即ち牛、馬、鶏、豚等。并に貨幣、株券、公債證書及び米穀、衣服の類是なり。是等の財産は或は其全部を有し或は其一部を所有するものありて其多寡も亦同じからずと雖も各其性質種類に従ひて整理増殖の道を講ぜざるべからず是れ家政を掌る者の常に注意すべき事なりとす。

第二 財産の整理

一 土地及び家屋

土地は田畑としては米穀、野菜等人生必須の食品を生じ

森林としては家屋諸器具の製作に必要な木材を産出し鑛山としては貨幣諸器械の原料たる金銀銅鐵及び貴重燃料たる石炭、石油をも生産すべし又家屋、倉庫等の諸建築物も土地ありて始めて其設立を見るべきなりされば土地は財産中主要なるものにして諸財産の根源多くは之に依るものなり。

土地の価格は其需要の多少に應じて變動を生ずるものなれば之を所有する者は常に是等の事に注意して成るべく之を利用せんことを勉めざるべからず田畑は土地の肥瘠に由りて其價格一様ならず例へば上田、中田、下田の如き上田は之を耕作するに勞力を用ゐること少く肥料も亦少量にして數多の收穫を得る利益あり中田は之

に次ぎ下田は勞力を要すること最も多くして肥料も亦多量を費さざるべからず而して其收穫は却りて遠く上田に及ばず又森林に在りては其土地の肥瘠は勿論樹木の種類、多少并に伐木運搬の便不便、鑛山に在りては鑛物の種類、性質、多少等に關して自ら價格を異にするものなり然れども亦時勢、地勢、人爲等によりて土地の價格に異動を生ずることあり即ち昔時寂莫たりし地も人智の發達に伴ひて開拓の業進み交通の便を得るに至れば其土地次第に繁榮に赴き従て地價の昇騰するを常とす故に之を使用するに當りては其時勢及び地勢に由り或は田畑として使用するを利とすることもあるべく或は家屋の敷地とするを可とすることもあるべし又同じ田畑に

ても自家直接の耕地として便なるもあり他人に貸與するを利とするもあるべきなり
家屋は其構造、其所在地の便否等によりて價格を異にす即ち其構造佳良にして廣豁なるも所在地邊鄙にして交通不便なるときは其價低く粗雜にして狹隘なるも其位置繁華にして需要多き所なるときは其價貴し又之を使用する目的に由りて便否を異にし従て其價格各別あり例へば普通の住家とするに相應なるもあるべく別荘として適當なるもあるべく學校或は工場とするに宜しき建物もあるべきが如し
されば土地家屋を賣買貸借せんとするには宜しく右の事情を考へて適當に處置すべきは勿論其價格の當否を

判定せんことを要す

二 器械諸道具及び衣服

器械諸道具衣服の類は其目的たる用途に應ずべきは勿論なれども亦之を使用する人をして常に愉快を覚え倦厭の情を生ぜざらしむるものならざるべからず故に之を購求するに當りては其品質佳良に其構造堅牢に其組織精巧に其様式斬新に其意匠高尚なるを撰び妄に其價の廉なることのみ注目すべからず即ち器械の如き若し只其價の廉なるをのみ貪り脆弱にして不便なるものを用ゐるときは勞力と時間とに比して其生産物の成績不良なるのみならず其量も亦少きを免れず是れ却りて經濟の眞意に戻れるものといふべし

又器械諸道具衣服の類は素より財産の一種なれば其取扱ひに注意して永く之を保存せんことを勉めざるべからず是れ亦財産保護の一部にして忽にすべからざることを言を俟たず況んや物品を粗末にして屢々新規のものを購入するが如きは天物を暴殄し且つ人をして輕浮に陥らしむるものにして道德上亦戒むべきことなるをや

三 家畜

牧畜の業は經濟上甚だ利益あることなれば古來之を業とするもの少からず又普通の家に在りても餘地あらば適當なる家禽家畜の類を飼養するときは啻に經濟上有益なるのみならず一は家人娛樂の用にも供せらるゝものなり其種類は牛、馬、羊、豚、鶏、家鴨等を主とし娛樂として

は犬猫、鶯、鸚鵡、カナリヤ、山雀の類を畜ふこと多し。凡そ是等の禽獸を飼養せんとするには、先づ其土地の廣狹、乾濕、氣候の寒暖及び其飼料の多少等を考査して、其種類を撰び、又其保護蕃殖の法を計らざるべからず。例へば羊の如きは寒氣を恐るゝものなるが故に、氣候溫暖なる土地にあらざれば、其蕃殖を望むこと能はず。又其毛は織系の用に供じて利益あるものなれども、之を剪取する時期を撰ばざれば、其保護の法を誤ることあり。其他の動物に於ても、之を屠殺する時期方法等、其當を得ざるときは、却て損失を招く恐あり。又其食料の如きは、家畜の種類に應じて各適當なるものを與へんことに注意せざるべからず。然らざれば、乳汁は滋養分少く、其肉は滋味乏しきを

以て其効益多からず故に飼養者は是等の諸點に注意するを肝要とす

四 貨幣 株券 公債證書

貨幣は諸財産を得る媒介物として最も便利に且つ必要なるものなり。故に之を貯蓄増殖して、人生生活の資本とせざる可らず。即ち之を使用するに當りては、能く其要不要を考へ、浪費を慎みて、餘裕を存し、以て之を貯蓄せんとを勉め、之を銀行郵便局等に托して、利子を得、或は株券、公債證書等を購入して、配當利子等の所得あらしむるときは、之に由りて年々其額を増加することを得べきなり。貯金は、貯金は貨財整理の上に於て甚だ必要のことなり。然れども、貨財を自家の倉庫に藏め、筐底に秘するが如

きは其當を得たるものに非ず宜しく之を銀行郵便局等に托して相當の利子を以て財産増殖の道を計るべし銀行には一己人の財を以て組織せるあり或は廣く金を募りて設立するもあれども何れも貨幣の流通貯蓄の機關として缺くべからざるものなり即ち政府會社又は一個人に對しても其必要に應じ貨幣を貸與して公共の事業、商工貿易の業務を助け又貯蓄者に對しては相當の利子を與へて貨財増殖の便を得しむるものとす故に國家の財政を整理するに就きて必要なるは勿論一個人殖産の道に於ても最も緊要なるものなり

銀行は確實なるものを撰びて之に托するを可とす妄に利子の高きを貪るときは其銀行倒産の難に遇ひ多年貯

蓄の勞をして水泡に歸せしむる恐あり注意せざるべからず

株券 銀行又は會社を組織するに當り其資本金を得んとして廣く金圓を募集したる時契約を確實ならしむる爲め出金人に對して交附する證書を株券と云ひ此出金人を株主と稱す而して銀行又は會社に於ては此募集したる金を以て事業を營み之に由りて得る處の利益を出金の多少に比準して各株主に配附するものとす日本鐵道株、郵船會社株、日本銀行株の如き即ち是れなり

公債證書 公債證書は國家負債の證券なり即ち國家に於て臨時に巨額の費用を要し之を租税に要求する處と能はざる時又は要求すべからざる性質の費用を辨ず

る時に於て發行するものとす金祿公債證書整理公債證書軍事公債證書等是れなり而して是等の公債證書は皆相當の利子を附し抽籤の方法に由て年々に拂ひ戻さるるものとす

右に擧ぐる處の株券及び公債證書は其所有者の便宜に由り隨時讓與賣買することを得るものなれども其性質時期方法等に注意せざるときは或は損失を蒙ることあり之に反して其運用の法宜しきに適ふときは財産を増殖することを得るものなれば之を所有する者は常に是等の事に注意せんことを要す

第三 保險

保險とは生命、家屋、物品等に對して危險の損害を償はん

ことを豫め契約する方法を云ふ即ち人の生命に關することを生命保險と云ひ家屋物品等の火災に對する損害を保證するを火災保險と云ふ而して是等の保險に對しては年々相當の掛金をなして其損害を蒙りたる時に當り最初契約の金額を受くるものなり

生命保險 生命保險は其人の身體の健否、年齢、職業、保險の種類等に由りて相當の掛金を定むるものとす其種類は普通生命、養老、結婚、學資保險等なり

火災保險 火災保險は家屋物品の價格、位置及び居住者の職業等に由りて相當の掛金を定め燒亡したる時に當り一定の期日に於て約束の金額を受くることを得るものとす

凡そ人は不慮の災厄なきことを保せず故に平時に於て之に備ふる處なきときは其際に至りて窘困に陥ることを免れず保險は即ち豫め此場合に備ふる方法なれば財産の整理と共に之を心懸くるは亦肝要の事といふべし

第四 簿記法

簿記法は物品交換の要具たる金銭の出入及び其使用の目的を一定の規則に従て帳簿に記入し以て其物品と金銭との関係を知り其用途を明瞭ならしめ且つ其物品及び時期に關して消費の差異を比較對照する用に供するものなり
簿記法は其用ゐる場合に從ひて自ら其方法を異にす即ち諸種の營業に關して用ゐるものは之を營業簿記と云

ふ銀行簿記商業簿記の如き是なり又官衙に於て用ゐるものを官廳簿記と云ひ一家經濟の事に關して用ゐるものを家計簿記と云ふ今爰に説く處は専ら此家計簿記法に關する事柄なり

家計簿記法

第一章 目的及び効用

家計簿記の目的は一家金銭の出入及び其使用の道を明らかにするに在り

家計簿記の効用を擧ぐれば第一經濟の思想を養ふことと是れなり經濟は物品を利用し由りて以て富を生ずべき所以にして一國に於ても一家に於ても最も大切なる道とす然るに簿記法は金錢物品を有効に使用せんとする

に大に益あるものなれば即ち經濟思想を養成するに利あり
 凡そ一家の經濟整はざるときは家人の平和を損ひ且つ家道衰頹の基となるものなり然るに家計簿記法を用ゐるときは一家の收入消費の金額及び其費途明らかなるが故に自ら冗費を慎むことを得之に由りて能く收入を計り支出を制限し従て家人の幸福一家の繁榮を進むる効あり
 又總べて金錢の事を管理する者は其取扱ひに注意して責任を明らかにせざるべからず父子夫婦親族間の如き親密なる間柄と雖も猶此事に關しては或は嫌疑を受け不和を起す場合少からず然るに家計簿記法は金錢を鄭

重に取扱ふ所以の方法なれば主婦たる者は金錢出納の擔當者として家長及其他の人の信用を堅くする益あり
 第二章 出納の科目

收入諸科目

- 一 俸給
 - 年俸月俸日給等なり
- 二 恩給及び手當金
 - 勤勞の報酬として特別に受くる處の給與金を云ふ
- 三 賞與金
 - 賞與として受けたる金を云ふ
- 四 營業益金

- 四 營業に由りて得る處の利金を云ふ
- 五 利子
公債證書、貯金、貸金等の利子なり
- 六 配當金
銀行又は會社より其純益を株主に配當する金なり
- 七 貸地料
家屋の敷地料并に小作料等なり
- 八 貸家料
家屋を人に貸與したる料金なり
- 九 雜入
科目外臨時の入金を云ふ

支出諸科目

- 一 賄費
日常の飲食物に關する一切の費用を云ふ
- 二 被服費
家人の被服に關する一切の費用を云ふ故に糸綿、染物、仕立等の費用も此の中に屬せしむるを可とす
- 三 借地料
家屋の敷地又ハ田畑等借用の費用を云ふ
- 四 借家料
家屋借用の費用を云ふ
- 五 諸税

地租家屋税、所得税、營業税、車馬税等なり

六 教育費

子女の教育に關する一切の費用を云ふ故に月謝
修業用の圖書、筆墨紙等ハ勿論遊戯に關する費用
も亦此中に屬するものとす

七 交際費

親戚朋友知人等の交際に關する一切の費用を云
ふ即ち贈物、宴會の諸入費等是れなり

八 小遣費

家人各自の小遣金を云ふ

九 器具費

一家に於て使用する諸道具買入の費用を云ふ即

十 雜品費

ち筆筒、長持、机、戸棚、敷物等是れなり

消耗品に屬するもの、及び器具費に入らざる諸雜
品の費用を云ふ即ち石油、マッチ、石鹼、簿、筆、墨、紙、齒
磨、楊枝の類是れなり

十一 給金

婢僕の給料を云ふ

十二 雜費

人の勞力に報ゆる費用及び使用の目的一定せざ
る小口の諸入費を云ふ即ち郵便代、電報料、運送費、
手數料、車賃、入浴錢、髮結賃、掃除費、神社の賽錢、觀覽
料等是れなり

- 十三 醫藥費
藥料、診察料等を云ふ
- 十四 圖書費
書籍、雜誌、新聞代等を云ふ
- 十五 庭園費
樹木の植附、庭園の修繕等に關する費用を云ふ
- 十六 修繕費
家屋、塀垣、疊、建具等の修繕に關する費用を云ふ
- 十七 保險料
生命火災等の保險料を云ふ
- 十八 臨時費
家族の婚姻、葬祭等及び天災地變に由りて生じた

る費用並に臨時の諸入費を云ふ
上に擧げたる諸科目は其收入の種類、支出の目的に由りて撰定せざるべからず即ち茶碗、皿等の如きも自家使用の目的を以て購入したるものは器具又は雜品に屬し贈物の目的を以てしたるものは交際費に屬せしむべし又器具と雜品との區別の如きも各家生計の度に從ひ粗雜の物と雖も其家の重器として扱ふものは器具に屬せしむべく同質の物と雖も富貴の家に於ては之を雜品として消耗品に加ふることもあるべし總べて物品を以て分類せんとするときは混雜を來すことを免れず又諸費目中一家の狀況に由りては醫藥、圖書、庭園、修繕、保險の五科目は之を省きて臨時費或は雜費中に包含せしむるも可

なり

第三章 帳簿の種類

家計簿記法に必要な帳簿の種類は賄帳、日用帳、月々計算表、年計表なり

第一 賄帳

賄帳は日々の飲食物並に薪炭等總べて食物に關する費用を記載するに用ゆる帳簿なり

第二 日用帳

日用帳は日々の諸費用及び収入を記載して其計算を明瞭ならしむるに必要な帳簿なり

第三 月々計算表

月々計算表は一ヶ月中の諸出入を各科目毎に總計して

彼此對照の用に供するものなり

第四 年計表

年計表は各月の諸出入を比較對照して年中の出納を一覽する便に供するものなり

此他財産の異動頻繁なる家にては別に財産表を製して其詳細を記載するを必要とすることあるべし其場合に於ては以上諸帳簿の式を參酌して適宜に之を調製するを可とす乃ち參考の爲め下に財産一覽表を附記して其一例を示せり

第四章 記入法

第一 順序

一 賄帳

賄費は甚だ煩雜にして一々之を日用帳に擧ぐるは煩擾の患あるが故に此帳簿に其詳細を記入し一日の總計を以て日用帳に轉載するを便利とす即ち其書式に示す如く年月日の欄には其費用を要せし時日を記し事項の欄には所用物品の名及び其量等を記し金額の欄に其價格を記し計の欄には一日の合計を記するものとす又月末に至りては一ヶ月間の總計を算出しおくを便とす此帳簿は物品買入れの都度怠らず之を記載せんことを要す

二 日用帳

日用帳記入法は其書式の如く年月日の欄に金錢を出納せし時日を記し科目の欄に出入諸科目の名稱を記し事項の欄に收入支出の事由を記し入金出金の欄には各其

金額を記し計の欄には一日の合計を記し差の欄には出入金の差を記すべし此帳簿は一日の終りに於て必ず之を調査し現金額と帳簿上の殘金即ち差の數と一致せりや否やを検し各月末日の記入を終へたる後に於ては出入金の合計及び其差を算出し置くべし

三 月々計算表

収入の欄には收入諸科目の名及び其金額を記入し入金合計の欄には日用帳の入金合計を轉記し支出の欄には支出諸科目の名及び其金額を記し出金合計の欄には日用帳の出金合計を轉記し計の欄には各科目一ヶ月間の總計を記入するものとす差の欄には出入金合計の差を記入すべし之も亦日用帳に於ける月末計算の差の金額

を轉載すれば可なり此表は各月の終りに於て日用帳の調査を終へたる後必ず之に轉載整頓せんことを要す

四 年計表

月別の欄には各月の名稱を記入し収入并に入金合計、支出并に出金合計及び差の各欄には各月の月々計算表より其金額を轉載し年計の欄には各科目一ヶ年間の總計を記入するものとす此表は年末に至り必ず之を調製して一ヶ年内に於ける各費目の過不及及び出入の權衡如何を比較對照し以て一家經濟の實況を明らかにし兼て將來の參考に供するものとす

第二 注意

一 金錢の出入を精確ならしむるを要す若し出金と入

金との記入を誤るが如き事あらば計算上甚しき不都合を生ずべし

二 記入の筆蹟を明瞭にすべし故に塗抹書損の事なきやう注意し止むを得ずして訂正するときはその跡を明らかに存しおくべし

三 若し記載洩れあるときは其由を記し心附きたる時日の欄に記入するを可とす

四 金錢出入の時日及び事項を簡明正確に記載して實際に相違することなからしむべし

五 日用帳に於て出入金の記入其紙面に終らずして次の紙面に續けんとする時は一罫を餘して記入を止め一旦入金及び計を合計し其差をも算出し事項の欄に次へ

と記し次面の初には前よりと記して其合計及び差を轉記し其次より元の如く記入を續くべし

六 賄帳に於ても次の紙面に移るときは計の欄に於て合計し次面の初に之を轉記する事日用帳の如くすべし但し某日の記入を全く終へざる前に次の紙面に移すべき時は其既に記入せし分のみの合計を算し之を計の欄に記せずして次面の金額の部の初に記し其次より残れる分の記入を續け最後に其計を記入すること常の如くすべし而して月末には其月の賄費總計を算出して月々計算表に之を轉記するを便利とす是れ賄費は大抵毎日に渉るべきを以て一々轉載の煩雜を避けんが爲なり

七 賄帳及び日用帳は勿論帳簿の記入は總べて其時期

を遅延せしめざることに注意すべし然らざれば遺忘等の爲め實際と相違を生じて簿記法の趣旨に背くことあるに至るべし

第三 書式

日 用 帳

卅一年 月 日	科目	事 項	入 金	出 金	計	差
7 1	越 高	前月よりの越高	50000			
"	教 育	太郎中學校授業料		2000		
"	同 上	花子女學校授業料		1000		
"	小 遣	母へ小遣		5000		
"	同 上	良人へ同		10000		
"	同 上	自分へ同		3000		
"	圖 書	官報代本月分		600		
"	賄 費	賄帳の通り		350	21950	28050
2	被 服	母へ帷子地一反		5800		
"	同 上	絹糸一匁		070		
"	雜 費	郵便切手十枚		200		
"	雜 品	マッチ一ダース		030	6100	21950
4	交 際	客來に付水水五人前		075		
"	器 具	革製座蒲團五枚		7000	7075	14875
"	貸家料	貸家料本月分	2000			34875
6	教 育	太郎學校用半紙五帖		175		
"	同 上	同 筆二本		200		
"	賄 費	賄帳の通り		180		
"	臨 時	納涼の爲王子行費用		4750	5305	29570
7	被 服	太郎へ靴下一足		080		
"	圖 書	陸軍測量部地圖三葉		210	290	29280
		次へ	70000		40720	29280

賄 帳

卅一年 月 日	事 項	金 額	計
7 1	玉子十個	圓拾錢 250	圓拾錢
"	菓子	100	350
6	枇杷	180	180
7	白砂糖三斤	360	
"	白玉粉二袋	150	510
10	葡萄酒一本	700	700
15	乾物類	250	250
16	奈良漬	250	
"	豆腐五丁	060	310
18	鰻蒲焼	600	600
20	茶一斤	1000	1000
24	菓子	100	
"	ラムネ	150	
"	氷一斤	040	290
28	梨二十個	200	200
31	米屋拂通ひ帳の通り	14000	
"	炭屋拂同上	7000	
"	魚屋拂同上	3500	
"	八百屋拂同上	3800	
"	牛肉屋拂同上	2000	
"	酒屋拂同上	5500	35800
	七月分賄費		40190

日 用 帳

卅一年 月 日	科目	事 項	入 金	出 金	計	差
7		前より	85000		53350	31650
20	臨時	養育院へ寄附金		5000		
"	臨時	生垣修繕入費		2000		
"	賄費	賄帳の通り		1000	8000	23650
21	教育	花子へ繪具一組		120		
"	器具	コップ十人前		1500	1620	22030
23	俸給	本月分俸給	100000			122030
"	圖書	戸籍法註譯一冊		300	300	121730
24	被服	主人用蝙蝠傘一本		2500		
"	雜品	齒磨粉五箱		500		
"	賄費	賄帳の通り		290	3290	118440
26	雜費	掃除會社へ本月分		030		
"	雜品	金魚八尾		900		
"	器具	掛物裱裝代		3500	4430	114010
28	雜品	岐阜提灯一張		3000		
"	賄費	賄帳の通り		200		
"	諸稅	地租本年上半期分		2000	5200	108810
30	圖書	新聞代本月分		700		
"	雜費	乗車代		3500		
"	給金	下女竹へ本月分給金		2000	6200	102610
31	賄費	賄帳の通り		35800	35800	66810
		七月計算	185000		118190	66810

日 用 帳

卅一年 月 日	科目	事 項	入 金	出 金	計	差
7		前より	70000		40720	29280
7	被服	花子へ簪一本		120		
"	賄費	賄帳の通り		510	630	28650
9	雜品	火止石油一罐		1380		
"	雜費	シャツ三枚洗濯賃		160	1540	27110
10	賄費	賄帳の通り		700		
"	交際	接客用料理代		2100		
"	同上	桃二十個		200	3000	24110
13	臨時	大圓寺へ心附		1000		
"	雜費	香花料及寺男へ心附		150		
"	臨時	下女竹へ心附		500	1650	22460
15	交際	伯父へ贈物煙草三斤		900		
"	同上	中山氏へ贈物水砂糖一折		750		
"	賄費	賄帳の通り		250	1900	20560
16	雜入	研究會より謝禮	15000			35560
"	醫藥	藥價		700		
"	賄費	賄帳の通り		310	1010	34550
18	被服	子供用浴衣地二反		2100		
"	雜品	卷紙一本		120		
"	雜費	仙臺市小川へ小包郵送費		080		
"	賄費	賄帳の通り		600	2900	31650
		次へ	85000		53350	31650

財 産

財産目	收 入	
	事 項	金 額
現 金	在來所有高	300 00
公債證書	整理公債證書在來所有高	1000 000
	軍事公債證書三十一年一月山田より購入	500 000
地 所	小石川區竹早町地所三百坪廿年七月大川より購入	300 000
	小石川區大門町地所三百坪廿六年五月松本より購入	900 000
家 屋	小石川區竹早町所在家屋二棟廿年七月大川より購入	700 000
	小石川區大門町所在住居一棟廿八年十月新築	1000 000
預 金	明治二十八年十二月東京銀行へ當座預金	100 000
	同 二十九年當座預金通帳の通り	250 000
	同 三十年 同 上	250 000

一 覽 表

支 出		現在高
事 項	金 額	
		3000 000
明治二十年七月小石川區竹早町地所家屋買入	1000 000	2000 000
同 二十六年五月小石川區大門町地所買入	900 000	1100 000
同 二十八年十月家屋新築費用	1000 000	100 000
同 年十二月東京銀行へ預金	100 000	0
		1000 000
		1500 000
		300 000
		1200 000
		700 000
		1700 000
		100 000
		350 000
		600 000
明治三十一年一月軍事公債證書購入に付き引出	500 000	100 000

第五章 設題

明治三十一年七月

一日

- 一 前月よりの越高
- 一 太郎中學校授業料
- 一 花子小學校授業料
- 一 母へ小遣
- 一 良人へ同上
- 一 自分へ同上
- 一 官報代本月分
- 一 玉子十個
- 一 菓子

- 金五十圓
- 金貳圓
- 金壹圓
- 金五圓
- 金十圓
- 金三圓
- 金六十錢
- 金二十五錢
- 金十錢

二日

- 一 母へ帷子地一反
- 一 絹糸一匁
- 一 郵便切手十枚
- 一 マツチ一ダース

- 金五圓八十錢
- 金七錢三十八錢
- 金二十錢
- 金三錢

四日

- 一 客來に付氷水五人前
- 一 革製座蒲團五枚
- 一 貸家料本月分

- 金七錢五厘
- 金七圓
- 金二十圓

六日

- 一 太郎學校用半紙五帖
- 一 同 筆 二本

- 金十七錢五厘
- 金二十錢

一 枇杷 金十八錢
二 納涼の爲王子行費用 金四圓七十五錢

七日

一 太郎へ靴下一足 金八錢
二 陸軍測量部編纂地圖三葉 金二十一錢
一 花子へ簪一本 金十二錢
一 白砂糖三斤 金三十六錢
一 白玉粉二袋 金十五錢

九日

一 火止石油一罐 金壹圓三十八錢
一 シヤツ三枚洗濯賃 金十六錢

十日

一 葡萄酒一本 金七十錢
一 接客用料理代 金二圓十錢
一 同上 桃二十個 金二十錢

十三日

一 大圓寺へ心附 金壹圓
一 香花料及び寺男へ心附 金十五錢
一 下女竹へ心附 金五十錢

十五日

一 伯父へ贈物煙草三斤 金九十錢
一 中山氏へ贈物氷砂糖一折 金七十五錢
一 乾物類 金廿五錢

十六日

一 研究會より謝禮	金十五圓
一 藥價	金七十錢
一 奈良漬	金廿五錢
一 豆腐五丁	金六錢
十八日	
一 子供用浴衣地二反	金二圓十錢
一 卷紙一本	金十二錢
一 仙臺市小川へ小包郵送費	金八錢
一 鰻蒲焼	金六十錢
廿日	
一 養育院へ寄附金	金五圓
一 生垣修繕入費	金貳圓

一 茶一斤	金壹圓五十錢
廿一日	
一 花子へ繪具一組	金十二錢
一 コツブ十人前	金壹圓五十錢
廿三日	
一 俸給本月分	金百圓
廿一日 戶籍法註釋一冊	金三十錢
廿四日	
一 主人用蝙蝠傘一本	金貳圓五十錢
一 齒磨粉五箱	金五十錢
一 菓子	金十錢
一 ラム子三本	金十五錢

一 氷一斤	金四錢
廿六日	金三錢
一 掃除會社へ本月分	金九十錢
一金魚八尾	金三圓五十錢
廿一 掛物裱裝代	金三圓
廿八日	金三圓
一 岐阜提灯一張	金二十錢
廿二 梨二十個	金貳圓
一 地租本年上半期分	金七十錢
三十日	金三圓五十錢
廿一 新聞代本月分	
一 乘車代	

一 下女竹へ本月分給金	金貳圓
三十一日	金十四圓
一 米屋拂通ひ帳の通り	金七圓
一 炭屋拂同上	金三圓五十錢
一 魚屋拂同上	金三圓八十錢
二 一八百屋拂同上	金貳圓
一 牛肉屋拂同上	金五圓五十錢
一 酒屋拂同上 但酒醬油味噌鹽等	金百八十五圓
一 七月分入金合計	金百十八圓十九錢
一 七月分出金合計	金六十六圓八十一錢
明治三十一年八月	
一日	

一 前月よりの越高	金六十六圓八十一錢
一 母へ小遣	金五圓
一 良人へ同上金合指	金十圓十八圓十錢
一 自分へ同上金合指	金三圓八十五圓
一 插花代	金貳十錢
一 官報代本月分	金六十錢
二日 八時	金三圓八十錢
一 鎌倉行瀛車賃及び雜費	金四圓五十錢
一 同上 人力車代	金三圓
一 同上 晝食入費	金壹圓七十五錢
三日 一日	金五十錢
一 買物代	金五十錢

十一 宿泊料	金五圓
一 茶代	金壹圓五十錢
一 歸り瀛車賃	金四圓
一 同 人力車代	金六十錢
四日	
一 親戚訪問の爲め車代	金十五錢
一 同上土産物	金五十錢
一 鯉節三本	金壹圓
六日	
一 白メリンス六尺	金九十六錢
一 貸家料本月分	金貳十圓
八 菓子	金十五錢

八日

一石鹼一箱

金三十錢

一簾二卷

金貳圓三十錢

一牛肉罐詰一個

金貳十五錢

十一日

一來客饗應に付料理代

金壹圓

一同上菓物及び菓子代

金貳十貳錢

十二日

一中學世界一冊太郎へ

金八錢

一歴史譚一冊花子へ

金五錢

一朝顔三鉢

金四十五錢

十四日

一琴一面

金十五圓

一花子入門に付琴の師へ東修

金五十錢

一琴爪一組

金四十錢

一ビール三本

金七十五錢

十七日

一衣服染代

金五十錢

一メソンス裏襟一掛

金十五錢

一白木綿肩當

金四錢

十九日

一古新聞賣却代

金五十錢

一手拭五筋

金貳十五錢

二十靴墨一個

金六錢

二十三日	一俸給本月分	金百圓
二十三日	一石炭酸水一瓶	金八十錢
二十七日	一自分用駒下駄一足	金壹圓
二十七日	一小山氏へ病氣見舞	金八十錢
二十七日	一モスケツト一罐	金八十錢
二十三日	一掃除會社へ本月分	金三錢
二十三日	一琴の師へ月謝	金五十錢
二十三日	一下女竹へ本月分給金	金貳圓
二十三日	一乘車代本月分拂	金貳圓九十錢
二十三日	一米屋拂通ひ帳の通り	金十三圓
二十三日	一炭屋拂同上	金八圓三十錢
二十三日	一魚屋拂同上	金三圓十五錢

二十三日	一茶一斤	金壹圓
三十日	一新聞代本月分	金七十錢
三十日	一雜誌代	金三十錢
三十日	一掃除會社へ本月分	金三錢
三十日	一琴の師へ月謝	金五十錢
三十日	一下女竹へ本月分給金	金貳圓
三十日	一乘車代本月分拂	金貳圓九十錢
三十日	一米屋拂通ひ帳の通り	金十三圓
三十日	一炭屋拂同上	金八圓三十錢
三十日	一魚屋拂同上	金三圓十五錢

一 八百拂同上	金三圓六十錢
一 牛肉屋拂同上	金二圓三十七錢
一 酒屋拂同上	金五圓
一 乘八月分入金合計	金百八十七圓三十一錢
三十一 八月分入金合計	金百一十一圓四錢
一 明治三十一年九月	金五圓
一 日	金五圓
一 前月よりの越高	金七十六圓二十七錢
一 母へ小遣	金五圓
一 良人へ同上	金十圓
三十一 自分へ同上	金三圓
一 官報代本月分	金六十錢

一 玉子二十個	金四十錢
二日	
一 果物及び菓子	金三十五錢
一 古事類苑豫約金	金貳圓
一 向島百花園行費用	金貳圓五十錢
四日	
一 小間使下女雇入に付給金前貸	金壹圓
一 右に付口入屋へ手數料	金貳十錢
一 衣服二枚仕立賃	金五十五錢

五日	
一 貸家料本月分	金貳十圓
一 子供學校用半紙十帖手帳五冊	

一鉛筆一ダース 金七十五錢
 一花子學校用裁縫材料白木綿六尺
 并に木綿糸 金十一錢
 一花子雨傘一本 金五十錢
 一ジャム一罐 金貳十五錢
 一食麵包二斤 金十二錢
 七日
 一茶の間用土瓶一個 金十七錢
 一所得稅本年上半期分 金七圓八十一錢五厘
 九日
 一紫檀煙草盆一對 金五圓
 一火入一對 金貳圓

一灰吹蓋臺等 金十八錢
 十一日
 一太郎中學校授業料本月分 金貳圓
 一花子小學校授業料本月分 金壹圓
 一桃十五個 金十五錢
 十二日
 一中學世界一冊太郎へ 金八錢
 一暴風雨に付板塀及び生垣 金五圓八十錢
 一修繕入費 金六百圓
 一心理學翻譯料書肆より受取 金六百圓
 十三日
 一里見氏へ餞別として卷煙草二箱金壹圓四十錢

一東京銀行へ定期預金	金五百圓
一新田氏に揮毫依頼に付謝禮	金七圓
十五日	
一額面調製入費	金貳圓
一菓子	金十錢
十七日	
一北海道吉村よりいんげん豆	
一送附に付持込費用	金七錢
一守口漬一樽	金五十五錢
一火止石油一升	金三十八錢
一火止石油一罐	金壹圓三十八錢
二十日	

一花子へ人形一個	金二十五錢
一人形の衣服としてメリンス	
一大巾一尺	金貳十錢
一婦人會々費七、八、九、三ヶ月分	金九十錢
廿三日	
一俸給本月分	金百圓
一赤砂糖三斤	金貳十七錢
廿五日	
一插花代	金貳十錢
一客來に付饗應費	金七十錢
廿八日	
一郵便切手二十枚	金四十錢

一豆腐三丁

金三錢六厘

廿九日

一新聞代本月分

金七十錢

一雜誌代

金三十錢

一掃除會社へ本月分

金三錢

一琴の師へ月謝

金五十錢

一下女竹へ本月分給金

金貳圓

三十日

一乗車代本月分拂

金三圓十五錢

一米屋拂通ひ帳の通り

金十五圓

一炭屋拂同上

金七圓

一魚屋拂同上

金四圓十錢

一八百屋拂同上

金三圓五十錢

一牛肉屋拂同上

金貳圓貳十錢

一酒屋拂同上

金六圓八十錢

九月分入金合計

金七百九十六圓一十七錢

九月分入金合計

金六百十二圓六十四錢一厘

明治三十一年十月

一日

一前月よりの越高

金百八十三圓六十二錢九厘

一母へ小遣

金五圓

一良人へ同上

金十圓

一自分へ同上

金三圓

一太郎中學校授業料本月分

金貳圓

一花子小學校授業料本月分	金壹圓
一官報代	金六十錢
二日	
一福神漬	金貳十錢
一焚付五把	金十錢
四日	
一節系織袴地一反	金五圓五十錢
一絹糸一匁	金七錢
六日	
一貸家料本月分	金貳十圓
一片口一個	金十錢
七日	

一薄端花器一個	金五圓
一插花代	金十五錢
一茶一斤	金壹圓
十日	
一懇親會々費	金壹圓五十錢
十二日	
一母病氣の爲醫師來診に付車代	金廿五錢
一醫師接待の爲め菓子代	金十錢
十五日	
一太郎修學旅行費	金二圓
一太郎へ中學世界一冊	金八錢
一玉子二十個	金五十錢

十七日

一主人洋服一具

金五十圓

廿日

一醫師へ診察料

金五圓

一藥價

金壹圓

廿二日

一母病氣全快祝諸入費

金四圓五十錢

一抹茶半斤

金壹圓五十錢

廿三日

一俸給本月分

金百圓

一菓子

金貳十錢

廿五日

一座敷並に二の間疊替入費 手間代共 金十貳圓三十貳錢

一障子紙五本 金七十五錢

一障子貼替代 金三十錢

廿八日

一客前座蒲團十枚 金十五圓

一柿二十個 金貳十錢

一鯉節三本 金一圓

三十日

一新聞代本月分 金七十錢

一雜誌代本月分 金三十錢

三一琴の師へ月謝 金五十錢

一掃除會社へ本月分 金三錢

一下女竹及び梅へ本月分給金 金三圓

三十一日

一乗車代本月分 金四圓

一米屋拂通ひ帳の通り 金十五圓

一炭屋拂同上 金七圓貳十錢

一魚屋拂同上 金三圓七十五錢九厘

一八百屋拂同上 金三圓八十錢

一牛肉屋拂同上 金貳圓

一牛乳屋拂同上 金九十錢

一酒屋拂同上 金五圓十二錢

十月分入金合計 金三百三圓六十二錢九厘

十月分出金合計 金百七十六圓廿二錢九厘

明治三十一年十一月

一日

一前月よりの越高 金百貳十七圓四十錢

一母へ小遣 金五圓

一良人へ同上 金十圓

一自分へ同上 金三圓

一太郎中學校授業料本月分 金貳圓

一花子小學校授業料本月分 金壹圓

一官報代本月分 金六十錢

二日

一母へ羽織地一反 金七圓

一同上裏地 金貳圓

一同上染代

金貳圓

一同上糸綿等

金五十七錢

三日

一天長節に付親戚集會祝宴費用

金六圓五十錢

料理代

金九圓五十錢

菓子代

金九十錢

果物代

金貳十四錢

五日

一家族五人團子坂菊見入費

金九圓

觀覽料

金九十錢

蕎麥屋拂

金三十五錢

花子へ簪一本

金八錢

六日

一貸家料本月分

金貳十圓

一白砂糖三斤

金三十六錢

一郵便切手十五枚

金三十錢

七日

一石鹼一箱

金三十錢

一縫針一袋

金十錢

一珈琲一斤

金五十五錢

一油揚豆腐五枚

金三錢

九日

一太郎修學用筆三本

金貳十錢

一慈善會切符五枚

金五圓

十二日

一中學世界一冊太郎へ

金八錢

一菊の鉢植二鉢

金貳十三錢

一煎餅

金貳十錢

一揮發油三合

金九錢

十五日

一松田氏令嬢祝に付生魚一籠

金壹圓

一 同簪一本

金五十錢

十七日

一 家族三人瀧の川觀楓費用

金四圓

一 西洋芥子一瓶

金三十錢

一 食鹽一瓶

金二十錢

十九日

一 足袋二足

金五十一錢

一 火災保險料半期分

金二十七圓

廿一日

一 炬燵蒲團調製入費

表地太織一反

金四圓

裏地縹色羽二重金巾一反

金壹圓二十錢

綿

金貳圓

一 柿二十個

金三十錢

一 乾物類

金十五錢

廿三日

一 俸給本月分

金百圓

一 西洋料理代 金七十五錢

二十五日

一 貸家修繕費 金十圓

一 齒磨粉五箱 金五十錢

一 西洋楊枝一本 金十五錢

一 毛楊枝三本小楊枝二袋 金五錢

二十九日

一 琴の師へ本月分月謝 金五十錢

一 新聞代本月分 金七十錢

一 雜誌代 金三十錢

一 掃除會社へ本月分 金三錢

一 下女二人へ本月分給金 金三圓

一家屋稅本年下半期分 金五圓六十二錢五厘

三十日

三十一 乘車代本月分拂 金三圓七十錢

一 米屋拂通ひ帳の通り 金十六圓

一 炭屋拂同上 金八圓

一 魚屋拂同上 金三圓八十錢

一 八百屋拂同上 金三圓五十錢

一 牛肉屋拂同上 金二圓廿五錢

一 牛乳屋拂同上 金壹圓五十錢

一 酒屋拂同上 金六圓

十一月分入金合計 金貳百四十七圓四十錢

十一月分出金合計 金百五十七圓九錢五厘

明治三十一年十二月

一日

一前月よりの越高

金九十圓三十錢五厘

一母へ小遣

金五圓

一良人へ同上

金十圓

一自分へ同上

金三圓

一太郎中學校授業料本月分

金二圓

一花子小學校授業料本月分

金壹圓

一官報代本月分

金六十錢

三日

三一靴下二足

金五十七錢

一鯉節三本

金壹圓

五日

一風呂敷大小三枚

金壹圓五十錢

一貸家料本月分

金貳十圓

七日

一花子へ肩掛一枚

金三圓

一赤砂糖三斤

金貳十七錢

一メリケン粉一斤

金七錢

一日用紙代

金三十五錢

九日

一庭園手入々費

金壹圓五十錢

一障子紙五本

金壹圓

一生涯麩粉

金五錢

十一日

一 神山氏不幸に付香奠

金二圓

一手桶一箇

金四十五錢

十二日

一 中學世界一冊太郎へ

金八錢

十四日

一 下駄五足

金三圓八十五錢

一 自分用襦袢襟及び袖

金三圓六十錢

一 古新聞其他雜品賣却代

金一圓八十錢

十六日

一 客室用ランプ壹鈞

金貳圓五拾錢

一 ランプ丸心二本

金四錢

一 日用小皿十枚

金貳拾五錢

十八日

一 鶴村氏へ歳暮として玉子一折 金壹圓

一 龜岡氏へ同上 ビール五本 金壹圓五拾錢

一 琴の師へ同上カステラー一折 金五十錢

一 茶一斤 金一圓

十九日

一 整理公債證書及び軍事公債證書

一 利子本年後半期分受取 金三十七圓五十錢

一 東京銀行へ當座預金 金三十圓

二十日

一 煤掃に付雇人手當其他諸入費 金三圓五十錢

一 雜用釘數種 金四錢五厘
二 庭下駄一足 金十八錢

廿三日

一 俸給本月分 金百圓
一 部屋及び茶の間疊替入費手間代共 金十圓五十錢
一 主人用靴一足 金五圓
一 太郎用靴一足 金二圓

廿五日

一 松山氏へ歳暮として鴨一番 金一圓五十錢
一 竹川氏へ同上罐詰物三個 金九十錢
一 下女竹へ心附 金一圓
一 下女梅へ心附 金五十錢

廿八日

一 餅搗入費 金六圓三十錢
一 門松其他飾物諸入費 金三圓五十錢
一 插花代 金六十錢
一 琴の師へ本月分月謝 金五十錢

三十日

一 新聞代本月分 金七十錢
一 雜誌代 金三十錢
一 掃除會社へ本月分 金三錢
一 下女二人へ給金 金三圓
一 端書三十枚郵便切手二十枚 金七十錢
一 卷紙及び狀袋 金二十六錢

三十一日

一 乘車代本月分拂	金四圓五十錢
一 米屋拂通ひ帳の通り	金十五圓
一 炭屋拂同上	金八圓十錢
一 魚屋拂同上	金四圓五十錢
一 八百屋拂同上	金三圓三十錢
一 牛肉屋拂同上	金一圓八十錢
一 牛乳屋拂同上	金一圓五十錢
一 酒屋拂同上	金五圓
十二月分入金合計	金二百四十九圓六十錢五厘
十二月分出金合計	金百六十二圓三十九錢五厘
年末手許現金	金八十七圓二十一錢

年末現在高

手許現金	金八十七圓二十一錢
當度預金 <small>本年六月及び十二月預金 通帳の通り并に前年預金</small>	金百六十圓
定期預金 <small>本年九月預金、通帳の通り</small>	金五百圓
軍事公債證書額面	金五百圓
整理公債證書額面	金千圓
家屋 <small>自分住居 明治二十八年十月新築費用</small>	金千圓
家屋 <small>貸家二棟 明治二十年七月購入高</small>	金七百圓
地所 <small>小石川大門町所在自分住所 明治二十六年五月購入高</small>	金九百圓
地所 <small>小石川竹早町所在貸家敷地 明治二十年七月購入高</small>	金三百圓

家事教科 家計簿記法 終り

59類
39号
2~1

明明明明明
治治治治治
四三三三三
十九十八十二
二年八年二年
年一年三年十
一月月月月月
廿二八三廿廿
五十一九五日
日日日日日
七六訂訂初初
版印正正版版
發刷發發印印
行行行行行

日二十二月三年八十三治明
濟定檢省部文



販賣所

東京市神田區
南乘物町九十番地

著者 佐方 鎮
著者 後閑 菊野
發行者 同
發行者 同
印刷者 同

東京市本郷區森川町一番地

佐方

神田區駿河臺南甲賀町八番地

後閑

京橋區南傳馬町二丁目五番地

目黑

日本橋區通三丁目十番地

河出

神田區小川町一番地

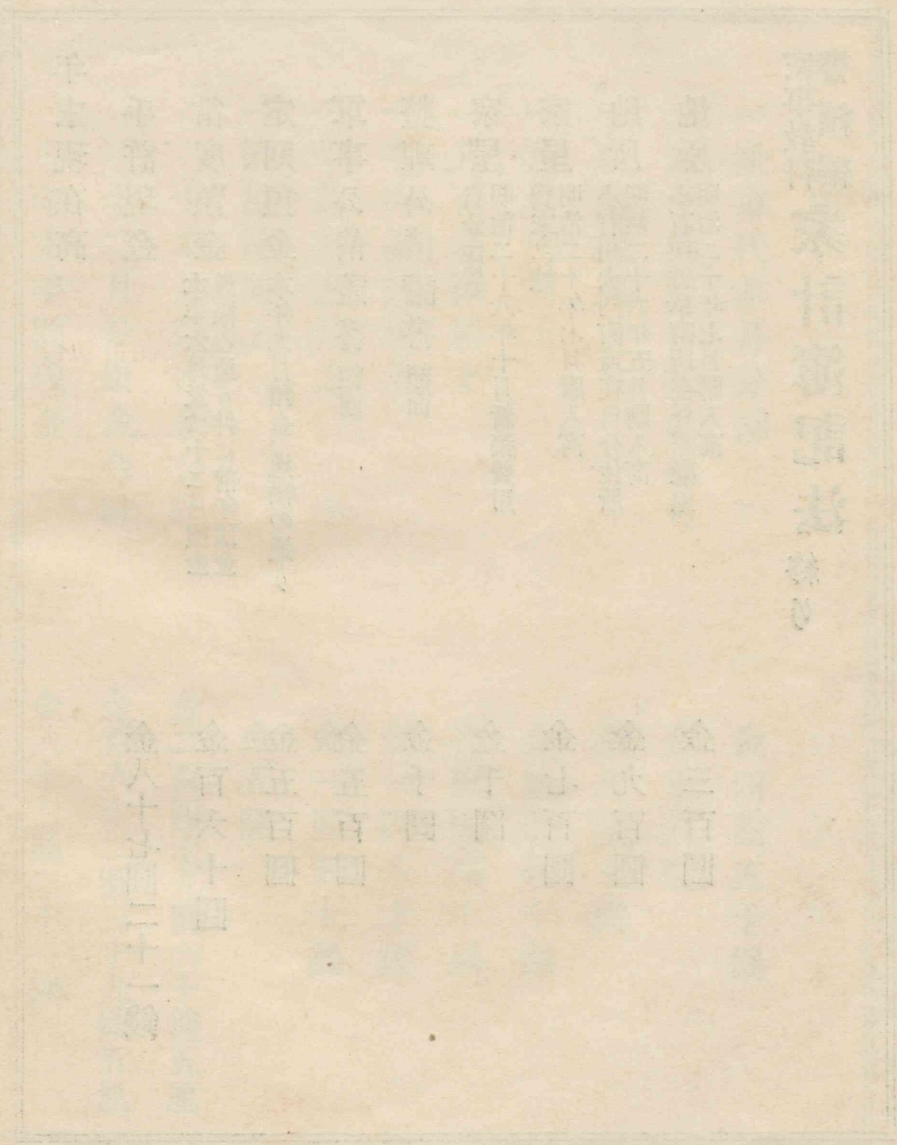
多田

明治圖書株式會社

長電話本局 八九三番
電話本局 一六四番

(家計簿記法)

定價 金廿五錢



社善愛 地番一町川小區田神市京東 所刷印

